

鳥取県告示第 84 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定する県外の区域

岡山県高梁市玉川町、成羽町（下日名、上日名、成羽、佐々木、小泉、相坂、下原及び星原に限る。）、川上町（高山市を除く。）及び備中町（志藤用瀬、布賀、布瀬及び長屋に限る。）、井原市芳井町（池谷、井山、宇戸川、片塚、上嶋、佐屋、下嶋、種、花滝及び山村に限る。）、野上町（県道美袋井原線から西側の区域に限る。）及び美星町並びに小田郡矢掛町（宇内に限る。）

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品（知事が当該病原体をまん延させるおそれがないと認めたものを除く。）

3 指定に係る期間

平成19年1月31日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため